



子育てのかたちを選択できる社会の実現

令和 10 年度末の目標

家庭で子育てがしたい。子どもを預けて働きたい。様々なニーズを持つ保護者の希望に応じた社会的サービスを提供することで、子育てのかたちを選択できる社会を実現

現状と課題

子育てしながら働く女性が増加し、共働き家庭が増えています。増加を続ける保育ニーズに対応するため、区独自の幼保一元化施設である「練馬こども園」の創設、保育所待機児童ゼロ作戦の展開などにより、平成 26 年度からの 9 年間で全国トップクラスとなる 8,500 人以上の保育定員増を実現し、令和 3 年 4 月から 3 年連続で待機児童ゼロを達成しました。

引き続き待機児童ゼロを継続していくとともに、保育サービスを担う人材を安定的に確保しながら、保育水準を維持向上していくことが重要となっています。また、増加する障害児の更なる受入れや医療的ケア児への対応の強化が求められています。

区独自の幼保一元化施設として、年間を通して預かり保育や 3 歳未満児の保育を実施している私立幼稚園を練馬こども園として認定してきました。引き続き「3 歳からは幼稚園に通わせたい」という保護者のニーズに対応していく必要があります。

子育ての孤立感などによる不安や悩みに対応できるよう、区独自の取組である「練馬こどもカフェ」など、保護者同士が交流できる場の整備を着実に進めてきました。引き続き拡大に取り組むとともに、より利用しやすい環境を整えていくことが必要です。また、急な残業や土日勤務が発生したときや、家庭で子育てをしている際に急な事態が発生したときなどに、一時的に子どもを預けられるサービスの充実が必要となっています。

5年間の取組

1 保育サービスの充実【充実】

ハローワークと共催で行う就職相談・面接会、保育サービスを担う人材への家賃補助、国制度の対象外となっている職員への処遇改善給付などを引き続き行い、保育人材の確保を支援します。

国基準以上の職員配置を継続するとともに、保育士や栄養士などの専門職である区職員が保育施設に巡回する回数を増やし、きめ細かく支援を行うことで保育水準の維持向上を図ります。

障害児の受入れ枠を拡大するとともに、医療的ケア児への新たな支援方針に基づき、医療的ケア児の受入れ環境を充実します。

2 練馬こども園の充実【充実】

保護者の就労形態やニーズの多様化に応えるため、引き続き拡大を図ります。また、小規模保育事業など2歳児までの保育施設の園児が、練馬こども園の園庭を日常的に利用し、園行事に参加するなど、2歳児までの保育施設と練馬こども園の連携を充実します。

3 子育て支援サービスの拡充【充実】

親子で遊んだり保護者同士が交流できる子育てのひろば「ぴよぴよ」で、休日にも参加できる講習などを実施します。また、練馬こどもカフェを拡大します。

地域子ども家庭支援センター関の分室を開設します。子育てのひろばぴよぴよを分室に移転し、充実します。地域子ども家庭支援センター関では、乳幼児一時預かり事業を拡充します。石神井公園駅南口西地区の再開発ビルでの乳幼児一時預かり事業の開始に向けて調整を行います。

仕事をしている方も在宅で子育てをしている方も安心して子育てができるよう、自宅で子どもを預かるベビーシッターの利用料助成制度を導入します。

子どもの成長に合わせた切れ目のないサポートの充実

令和 10 年度末の目標

子育てに関する相談体制を強化し、妊娠期から子育て期まで切れ目のないサポートを充実

現状と課題

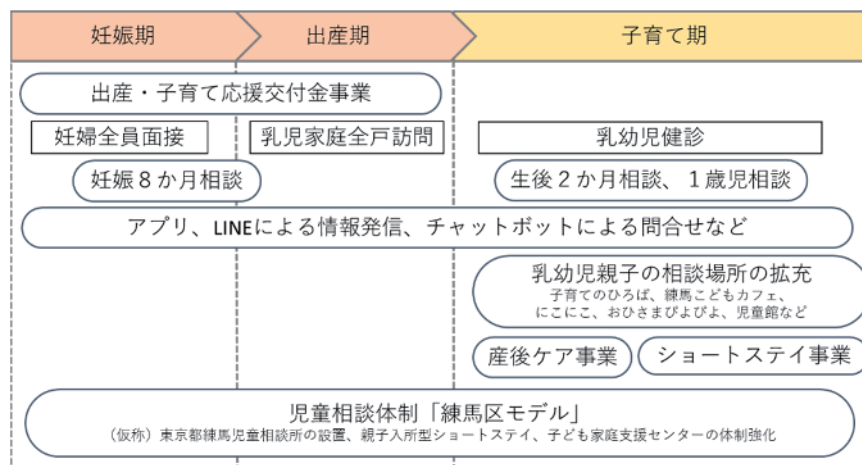
核家族化の進展、共働き世帯の増加、地域のつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が多様化する中で、特に心身の負担の大きい妊娠・出産・子育て期は不安感や孤立感を抱えやすい傾向があります。妊娠期から出産・子育て期まで切れ目なく身近な場所で相談ができ、安心して出産・子育てができる環境のさらなる充実と、よりきめ細やかな寄り添ったサポートが求められています。

依然として児童虐待等の通告件数は増加し続けています。児童虐待対応は、区の子ども家庭支援センターによる地域に根差した寄り添い支援と、東京都の児童相談所による広域的・専門的な支援の緊密な連携が重要です。令和 2 年 7 月に区子ども家庭支援センターに都区合同で設置した「練馬区虐待対応拠点」により、都区の実態に即した連携が強化され、虐待発生時の速やかな合同訪問や一時保護等につなげるなど大きな成果を上げてきました。

都は令和 6 年度に（仮称）東京都練馬児童相談所を、区の子ども家庭支援センターと同一施設内に設置します。子どもを虐待から守るため、都区の緊密な連携をさらに深め、児童相談体制を強化する必要があります。

また、児童虐待対応件数の増加など、子育てに困難を抱える家庭がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する支援を行うための体制強化等が求められています。

< 妊娠期から子育て期まで切れ目のないサポート >



5年間の取組

1 妊娠から子育てまでの切れ目のない支援【新規・充実】

(1) 不安感や孤立感の解消に向けた相談支援の実施

子育て世帯が気軽に相談や問合せができるよう、オンラインやチャットボットによる案内を実施します。よりきめ細かな支援を行うため、出産や育児に不安感や孤立感を抱えやすい妊娠8か月の時期の相談に加え、新たに、生後2か月を迎える時期にグループ相談や個別相談を実施するとともに、1歳を迎える時期の相談体制を強化します。

(2) 産後ケア事業の充実

出産直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う産後ケア事業はニーズが高まっており、利用者数も年々増加しています。産後ケア実施施設数の拡充および利用者負担額の軽減を行います。

2 児童相談体制「練馬区モデル」の強化【充実】

(1) 迅速かつ一貫した児童虐待への対応強化

(仮称)東京都練馬児童相談所設置後は、都区合同のケース検討会議や虐待通告に基づく家庭訪問等が随時可能となります。広域的・専門的機能である一時保護や児童養護施設入所などの法的対応もさらに的確・迅速に行えます。都区の緊密な連携をさらに深めていきます。

(2) 子ども家庭支援センターの体制強化

子どもの特性にあった関わり方を助言し、虐待の未然防止、再発防止を図るため、都児相職員と連携し、区心理職による保護者支援を拡充します。

また、都区が連携して対応した困難事例や、都の一時保護解除後の地域生活を見据えた支援事例を題材とした演習など、新たな研修を実施し、人材育成を図ります。

(3) ショートステイ事業の充実

保護者の疾病・出産・就労や育児不安などにより、家庭で養育することが一時的に困難な時に子どもを宿泊で預かる子どもショートステイを充実します。

また、子どもの養育方法や関わり方について支援が必要な親子が一緒に入所できる親子入所型ショートステイを新たに実施します。

学齢期の子どもや若者の居場所の充実

令和10年度末の目標

- 1 地域・事業者・区の協働により、すべての子どもが安全かつ充実した放課後等を過ごすことができる環境を整備
- 2 家庭・養育環境に課題がある子どもや、ひきこもり状態等自立への支援が必要な若者に対する相談・支援を強化

現状と課題

共働き家庭の増加に伴い、学童クラブの需要は今後も増加が見込まれます。これまで、学童クラブとひろば事業を一体的に行う「ねりっこクラブ」の実施により、学童クラブの校内化と定員拡大を実現してきました。引き続き、全区立小学校でのねりっこクラブ実施に向けた取組などを進め、学童クラブの待機児童の解消を目指します。

すべての小学生を対象とする「ひろば事業」を充実し、放課後等の居場所への多様なニーズに対応する必要があります。

障害の顕在化等に伴い、特別な配慮が必要な児童が増えているため、学童クラブの障害児受入れ枠の拡大が必要となっています。また、保護者からの要望等を踏まえ、学童クラブの利便性向上に向けた取組が必要となっています。

児童福祉法が改正され、学齢期の子どもたちに学校や家庭以外の安全・安心な居場所を提供し、支援していくことが求められています。

ひきこもり状態等にある方を対象に、居場所を提供するとともに相談や自立への支援を春日町青少年館で行っています。就労の意欲が高まった方には、就労支援へつなげるとともに、定着に向けて支援を行っていく必要があります。

5年間の取組

1 ねりっこクラブの全区立小学校での実施【充実】

ねりっこクラブを全区立小学校で実施し、学童クラブの定員を拡大します。また、学童クラブとひろば事業の一体的な運営のメリットを活かし、ねりっこ学童クラブの待機児童を対象に、区独自の待機児童対策「ねりっこプラス」を実施します。

2 ひろば事業の充実【充実】

ねりっこクラブ実施小学校の児童であればだれでも利用できる放課後の居場所「ねりっこひろば」で、1年生の利用開始時期の前倒しや冬期の終了時刻の延長を実施します。

3 障害児および医療的ケアが必要な児童の受入れ体制の充実【新規・充実】

近隣に児童館内等学童クラブが無く、特別支援学級（固定級）のある小学校内のねりっこ学童クラブで、障害児受入れ枠を拡大します。

医療的ケア児への新たな支援方針に基づき、医療的ケアが必要な児童の学童クラブでの受入れを引き続き実施します。

4 学童クラブのICT化【新規】

これまで連絡帳や「おたより」で行っていた保護者と学童クラブとの連絡を、スマートフォン等で行えるようにします。また、保護者が、場所や時間を選ばず、スマートフォン等から入会申請手続きを行えるようにします。

5 学齢期の子どもたちの居場所の支援【充実】

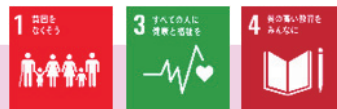
学校や家庭以外の居場所を確保するため、児童館の日曜・祝日の開館、平日の開館時間を拡大します。

児童館と子ども家庭支援センターや学校教育支援センター等との連携を強化し、家庭・養育環境に課題のある中高生への支援を充実します。

6 若者自立支援事業の充実【充実】

若者自立支援事業により就労された方を招いたセミナーを行うなど、就労に向けた支援プログラムを充実します。就労にあたっては、マッチング支援や職場体験等の支援を行うとともに、職場への定着もサポートします。

戦略計画 4



夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成

令和 10 年度末の目標

児童生徒一人ひとりに応じた、きめ細かな指導や支援により、夢や目標を持ち、困難を乗り越える力を備えた子どもを育成

現状と課題

子どもたちが困難を乗り越え、様々な課題を解決するためには、基礎的・基本的な知識や技能を確実に身に付けるとともに、考える力、判断する力、表現する力を育成することが重要です。

全児童生徒へのタブレットパソコンの配備が完了し、ICT 機器を活用した授業は着実に定着しています。デジタル教科書の導入等を見据え、より効果的な授業が行えるよう、教育内容、通信環境を強化充実していく必要があります。

各学校へのサポート人材の配置、学校徴収金管理システムや出退勤システム導入、部活動指導員の配置拡充などにより、教員の働き方改革に努め、一定の成果は上げてきましたが、依然として教員の負担は重く、なり手不足も大きな課題となっています。引き続き勤務状況の改善に取り組む必要があります。

学校現場では、これまでも地域の多様な人材との連携により教育活動を展開してきました。学校を拠点として、防災や青少年育成など、様々な地域活動が行われていますが、活動の担い手が重複している、担い手が不足しているといった課題を抱えており、見直しが必要となっています。

特別な支援を必要とする児童生徒は増加傾向にあります。障害の重複や医療的行為など必要な支援も複雑化・多様化しており、取組を強化していく必要があります。また、不登校児童生徒やヤングケアラーなど、一人ひとりの状態に応じたきめ細かな支援を行っていく必要があります。

現在、児童生徒数はピーク時の約 6 割まで減少しており、今後も長期的に減少していく見込みです。過小規模校では交友関係が固定しやすく多様なものの見方・考え方に触れる機会が少なくなる、過大規模校では教室や部活動の活動場所に余裕がなくなるなど様々な課題があります。また、築 60 年を迎え、長寿命化改修か改築が必要となる学校が多数あります。将来を見据え、改築計画と整合した適正配置の考え方が必要となります。

5年間の取組

1 ICTを活用した教育内容の充実・校務のデジタル化【充実】

通信環境を強化しICTを活用した教育効果の高い授業を実施します。また、ICT支援員を活用し、実践的な授業支援や校内研修、各校におけるICT活用推進リーダーの育成を行い、教員全体のICT活用能力を高めます。

デジタル採点システムや保護者との連絡ツール活用、教員用端末の校務環境最適化、会議等のオンライン活用、指導要録等の電子化を実施します。

2 教員の働き方改革【充実】

引き続き、副校長補佐等のサポート人材の配置拡充を進め、サポート人材を対象とした研修会の実施等により、各校でより効果的な活用が図れるようにします。また、中学校部活動の地域移行に係る検討会議を立ち上げ、国や都の動向を踏まえ、部活動のあり方の見直しを図ります。

3 学校を拠点とした新たな地域連携の仕組みづくり【充実】

小学校2校、中学校1校を学校運営協議会の実証校に位置付け、実践的な研究と検証を行いました。実証校による実証結果や国や都の動向を踏まえ、学校運営協議会制度を段階的に導入します。

4 支援が必要な子どもたちへの取組の充実【新規・充実】

(1) 特別支援教育、医療的ケア児への支援の充実

区の特別支援教育にかかる新たな方針を策定し、多様化するニーズへの対応や教育内容の向上など、特別支援教育の充実に必要な具体的な取組を検討します。また、医療的ケア児への新たな支援方針に基づき、医療的ケアが必要な児童生徒の受入れを引き続き実施します。

(2) 不登校対策の充実

児童生徒の不安や悩みを早期発見する体制を強化するほか、ICTを活用した学習支援の推進など、多様な支援を実施します。

(3) ヤングケアラーへの支援の充実

区立学校での実態把握を行い、ヤングケアラーの発見、啓発を引き続き行います。また、スクールソーシャルワーカーの学校訪問を増やし、学校との連携を密にします。今後も相談支援体制の充実に検討し、個々の状況に合わせて、福祉・教育・子育て等の関係者が連携して支援を進めていきます。

5 改築計画と整合した区立学校の適正配置【新規】

今後の児童生徒数の推移等を踏まえ、今年度策定予定の「第二次区立小・中学校および区立幼稚園の適正配置基本方針」に基づき、教育環境の整備に取り組みます。